

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
令和4年度工場等判断基準ワーキンググループ（第1回）議事要旨

日時：令和4年6月8日（水曜日）14時00分～17時00分

場所：オンライン

●出席者

・出席委員

佐々木座長、青木委員、赤司委員、秋山委員、伊香賀委員、亀谷委員、木場委員、杉山委員、鶴崎委員、山川委員、山下委員

・オブザーバー

石油化学工業協会、石油連盟、(一社)セメント協会、電気事業連合会、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)日本化学工業協会、(一社)日本ガス協会、(一社)日本産業・医療ガス協会、(一社)日本自動車工業会、日本製紙連合会、日本ソーダ工業会、(一社)日本鉄鋼連盟、(一社)日本電機工業会、(一社)日本ショッピングセンター協会、(一社)日本ビルディング協会連合会、(一社)日本百貨店協会、(一社)日本ホテル協会、(一社)日本旅館協会、(一社)不動産協会、文部科学省

・事務局

江澤省エネルギー課長、久保山省エネルギー課長補佐

●議題

1. 議事の取扱い等について
2. 改正省エネ法の実論等について

●議事概要

事務局より資料3「議事の取扱い等について（案）」及び資料4「改正省エネ法の実論等について」を用いて議題1及び2を説明後、委員及びオブザーバーによる自由討論。主な意見は以下のとおり。

2-1. 改正省エネ法の具体論について

(1) 総論

<委員からの御指摘>

- ・エネルギーの使用の合理化と非化石エネルギーへの転換の両方を国全体で推進していくことは良いが、全ての事業者に求めるのではない。どちらか達成できればよいと考える。また、電化をすることが長期的には良いと考えるが、改正省エネ法でも、電化を評価すべきではないか。
- ・省エネと非化石転換をそれぞれ進める方向性に賛同。
- ・事業者が非化石転換に傾注しすぎること、本来の目的であるエネルギーの使用の合理化が疎かにならないようにすべき。
- ・改正省エネ法の制度の大枠については賛同。
- ・4つの補正係数が提示されているが、それぞれの係数の設定の目的や意図を明確にし、広く納得してもらえるような数値を設定すべき。
- ・エネルギーの消費量を減らすことと、補正係数等を用いた非化石転換を促すことなどの政策的な後押しは別の枠組みすべきである。
- ・従来のエネルギーの使用の合理化と非化石転換の両方を推し進めることは理解しているが、非化石電気に切り替えるだけで省エネと評価されない制度にしてほしい。・改正省エネ法の制度はかなり複雑。今後、事業者が理解するため、しっかり議論する必要がある。

<事務局からの回答>

- ・需要サイドにおけるエネルギーの使用の合理化と非化石エネルギーへの転換を一体的に進めていくべきという観点から今回省エネ法を改正しており、補正係数や重み付け係数を用いて、省エネと非化石転換の両方を促進できるようにしている。国全体として進めるためには、個々の事業者に対しても取組を求めることが重要。
- ・各補正係数について、エネルギー使用量の生データを把握しつつ、根拠をもって補正を行い、省エネと非化石転換が矛盾しないように設定したい。また、実態や政策目的を踏まえつつ、様々な要素の中で決めていくものであるが、設定方法は、本WGの中で明確化していく。事業者にもわかりやすいものにし、制度をシンプルにすることも重要。
- ・改正省エネ法では、非化石エネルギーの使用合理化も求める。非化石エネルギーを導入すれば省エネになるという関係にはなく、非化石転換によってエネルギーの使用の合理化が阻害されることはない。
- ・これまでは対象外であった非化石エネルギーを合理化の対象に含めていく点に大きな意味があり、補正係数を乗じるとしても、省エネ法として大きな見直しになる。
- ・非化石比率が高い電気による電化であれば、非化石エネルギーの使用割合の向上につながり、改正省エネ法上評価される。

<オブザーバーからの意見>

- ・改正省エネ法に基づき事業者に求める取組みは、技術的かつ経済的に可能な範囲ということ的前提にしてほしい。
- ・この法律は既に国会で成立しているが、議論の中でどの程度変更することが出来るのか。
- ・制度が複雑であるため、事業者にわかりやすいような説明をお願いしたい。

<事務局からの回答>

- ・改正省エネ法の非化石エネルギーへの転換に関する措置は、技術的かつ経済的に可能な範囲内で求めるものである。
- ・法律の大枠は決まっているが、補正係数 α など本日検討項目として示した点については、今後確定する。また、詳細な部分はマニュアル等で示すようにしたい。

(2) エネルギーの定義の見直しについて

<委員からの御指摘>

- ・水素やアンモニアは、化石燃料由来のものも存在するため、非化石燃料由来のものと区別すべきではないか。
- ・原子力発電電気の熱量換算係数について、再エネ電気同様に100%にすべきではないか。
- ・熱について、太陽熱や地中熱、雪の融解熱など様々な熱があり、事業者にわかりやすいように示すべき。
- ・自家発太陽光発電設備の電気使用量のみなし算定については、事務局案の算定式（設備利用率14.2%）は、平均的な値であるため、メーターを設置するインセンティブが弱くなる。保守的な算定式に見直すべきではないか。
- ・自家発太陽光発電設備を設置する事業者に対して、電気使用量を算定するメーターの設置を義務づけるべき。

<事務局からの回答>

- ・水素・アンモニアについては、まずは需要サイドでの利用促進のため、由来による区別を行わないが、水素・アンモニアのクリーン化も重要。将来的な評価は今後検討していく。
- ・原子力の発電効率については、IEAの基準と同じ33%を用いることとする。
- ・非化石熱の定義については、今後しっかりとマニュアルで示していきたい。
- ・自家発太陽光発電設備へのメーターの設置については、工場等判断基準の中で事業者が取り組むべき事項として規定していきたい。ただ、制度改正初年度から求めることや、義務化することが困難であるため、当面の間はみなし算定を認める。なお、みなし算定は、あくまでメーターを設置していない事業者に限って適用するもの。

<オブザーバーからの意見>

- ・省エネ法上の非化石燃料は、化石燃料由来以外のものとし、CO₂が発生しない燃料と定義すべきではないか。
- ・工場内で発生した副生ガスをエネルギー使用量にカウントすることは、ダブルカウントではないか。
- ・原子力の熱量換算係数について、今後、他の政策との整合性を図るよう再検討してほしい。

<事務局からの回答>

- ・非化石エネルギーの定義は、高度化法など他の法律と整合的に、化石燃料を限定列挙することを基本としている。廃タイヤや廃プラ等も由来は化石燃料であるが、省エネ法では使用時点で化石か非化石かを判断する。
- ・省エネ法では、エネルギー使用量は、投入エネルギーベースで評価する。原油を投入し、副生油が発生した場合であっても、投入した原油ベースで評価することになり、ダブルカウントが発生しないように制度設計をしていく。
- ・原子力の扱いについては、省エネ小委でこれまでに議論したとおり、IEAが示している33%を採用し、当面は運用していく。

(3) エネルギーの使用の合理化に関する措置について

<委員からの御指摘>

- ・実際のエネルギーの使用量を把握することや、補正係数の意図や背景をきちんと明確化することは重要。
- ・エネルギーの使用の合理化の枠組みの非化石燃料に乗じる補正係数 α (0.8) は、趣旨や根拠が明確であるため問題ないとする。
- ・全てのエネルギーの使用の合理化に関して、現行の工場等判断基準や中長期計画作成指針の見直しが必要。工場等判断基準の基準部分に太陽光発電設備の効率的運用方法等についても規定し、中長期計画作成指針の再エネ設備の例にバイオマスや地熱、風力等の非化石エネルギーを使用する設備を追加してほしい。
- ・電気の一次エネルギー換算係数の火力平均係数から全電源平均係数への変更や非化石エネルギー使用量の過度な補正等により、従来の省エネの評価と齟齬が発生しないようにしてほしい。
- ・エネルギーの使用の合理化と非化石転換は別々の制度と考えるべき。
- ・非化石燃料は水分の含有率等で燃焼効率に差があるため、エネルギーの使用の合理化の枠組みにおける非化石燃料に乗ずる補正係数については、一律ではなく、組成割合等の具体的な根拠から導出した補正係数をそれぞれ設定すべき。・非化石燃料に乗じる補正係数について、非化石燃料の種類によって燃焼効率に差があるため、種別によって係数を定めるべき。

<事務局からの回答>

- ・各補正係数について、エネルギー使用量の生データを把握しつつ、根拠をもって補正を行い、省エネと非化石転換が矛盾しないように設定したい。また、実態や政策目的を踏まえつつ、様々な要素の中で決めていくものであるが、設定方法は、本WGの中で明確化していく。事業者にもわかりやすいものにし、制度をシンプルにすることも重要。

【再掲】

- ・非化石燃料に乗じる補正係数について、現行では、バイオマス燃料等はゼロエネルギーカウントだったところを、0.8を乗じてカウントすることとなる。化石燃料の燃焼効率と比較して過度とならない程度として、2割のインセンティブが加わる。
- ・制度の複雑化を招かないように、非化石燃料ごとに、水分量等に応じて設定するのではなく、一律の値で設定したい。
- ・工場等判断基準について、今回の改正に合わせ、非化石エネルギーの使用の合理化についても規定するよう見直しを行う。

<オブザーバーからの意見>

- ・黒液や廃材への補正係数について、 $\alpha=0.8$ では、非化石の転換するインセンティブがない。 $\alpha=0.4$ にするなど非化石燃料の価値をもっと評価して欲しい。非化石割合が70%程度の事業者もいる中で、改正法の考え方を反映すると、エネルギー使用原単位は現行の3倍となる。非化石割合の高い事業者に対しては係数 α の緩和措置をお願いしたい。
- ・補正係数を乗じずに、生のエネルギー使用量を把握したいと考えている。生のエネルギー使用量に炭素発熱量をかけると二酸化炭素量も把握できる。
- ・非化石燃料の熱量換算係数が示されているが、各業界や事業者で使用する物は多種多様なため、事業者の負担にならないようにガイドラインなどの設定をお願いしたい。

<事務局からの回答>

- ・非化石燃料に乗じる補正係数(0.8)については、非化石転換へのインセンティブということでは無く、非化石燃料の燃焼効率が化石燃料に比べて劣る部分を補正するもの。非化石転換そのものは、非化石転換措置の中で評価する。省エネの枠組みでの評価と、非化石転換の評価は分けて考えて頂きたい。
- ・原単位の算定については、本改正に伴い非化石エネルギーが分母分子に含まれることによる急激な原単位の悪化を防ぐため、5年間平均原単位変化の算出方法で工夫をする。
- ・非化石燃料に乗じる補正係数は、合理化と非化石転換の措置を両立させるというためのもの。現行ではゼロカウントだった非化石燃料についてエネルギーカウントする上での勘案措置であるので、省エネ法の制度の中でエネルギーの使用の合理化と非化石転換の両方を目指す上では必要な措置であると考えている。

- ・非化石燃料の係数については、現在アンケート調査をしているので、実態を踏まえて検討し、マニュアルで提示していく。

(4) 非化石エネルギーへの転換に関する措置について

<委員からの御指摘>

- ・中長期計画書の作成には、経営判断が必要。事業者に対し早めに案を提示すべき。
- ・非化石転換措置で重要なのは、自家消費型の太陽光発電設備だと考えられるため、太陽光設備をトップランナーの対象にしてはどうか。
- ・需要家が自らの取組みとして行う自家発再エネ設備設置を評価することには賛同。
- ・非化石エネルギーへの転換の枠組みにおける自家発非化石電気への重み付け係数 α (1.2-1.5)については、根拠がややわかりにくい。
- ・P38(3)は、契約形態等によっては重み付けをすべきではないと考える。
- ・非化石エネルギー使用割合の目標に関して、事業者によって熱と電気の需要特性が大きくなることから、これらの需要特性等を考慮して、特定の業種だけ過度な負担にならないような設定が必要。
- ・自家発自家消費非化石電気等への重み付け係数 α は制度によって値が異なることから、事業者に対して混同しないような丁寧な対応が必要。
- ・非化石エネルギーの導入にはコストがかかるが、自ら設定した目標を達成した事業者を評価するなど、何かインセンティブを設けるのか。
- ・省エネ法ではまずエネルギーの使用量を減らすことが目的であり、その上で、非化石エネルギーを導入していくものだと考える。このため、非化石エネルギーへの転換の評価が過度な場合、従来の省エネ取組がかすんでしまうため、エネルギーの使用の合理化と非化石エネルギーへの転換を分けて考えるべき。
- ・非化石エネルギーへの転換の枠組み等において、政策的に補正係数を用いるのはよいが、本来の目的であるエネルギー使用の合理化がかすまないようにしてほしい。
- ・非化石エネルギー使用割合の目安については、その達成度合いを評価することを踏まえると、制度開始初年度に目安が示される鉄鋼業などの5業種と目安が示されないその他の業種で達成の難易度に差が生まれないようにすべきある。

<事務局からの回答>

- ・中長期計画作成指針について、関係業界と議論しながら、秋以降のWGの中で骨子案等を早めに需要家に周知していくことに努めたい。
- ・太陽光発電設備をトップランナー制度に追加する点については、効率向上をどのように促していくべきか、検討の余地があると考えられる。
- ・自家発非化石電気の重み付け評価については、どのような電力メニューの契約が対象になるかマニュアル等で示していきたい。

- ・非化石転換の業種別の目安については、現在各事業者と議論・調査を進めており、実態を踏まえ現実的かつ野心的な目標として適切な目安を議論していきたい。目安の考え方については、全事業者一律に自主的に目標を定めていただく前提で、目安を国が示しているというものになる。
- ・非化石転換へのインセンティブについては、非化石版クラス分け制度を設けることや、補助制度と組み合わせることなどを検討している。

<オブザーバーからの意見>

- ・非化石電気の供給量には地域差等があるため、非化石エネルギーの使用割合の目安については、一律ではないものにしてほしい。
- ・廃熱回収は、化石燃料と定められていないため非化石エネルギーになると思うが、非化石割合の中で適切に評価される制度設計をお願いしたい。
- ・非化石転換の中でも、これまでの省エネ取組が適切に評価される枠組みとすべき。
- ・非化石燃料の獲得競争が激しくなり、価格が高騰する可能性もあるため、政府による補助金など支援をお願いしたい。
- ・自家発非化石電気への重み付け係数は1.2～1.5と示されているが、1kWh当たりの価格が太陽光発電は10円程度と再エネ証書と比べて10倍以上高く、公平性に欠けると感じる。
- ・非化石使用割合の目標値が業界ごとに設定されるとのことだが、国全体の目標はあるのか。
- ・非化石電気の類型について、自社が使用している電気料金プランがどこに区分されるかがわかりにくいので、分かりやすい例を提示して欲しい。
- ・(4)に例示のある再エネ100%電気であっても、(3)に該当するケースもあり得るのではないか。
- ・非化石エネルギーの使用割合の目安について、5業種以外の業種に対しても、早い段階で目安を示してほしい。
- ・省エネがおろそかにならないようにという点が重要であり、非化石割合向上のインセンティブはエネルギー消費原単位が改善した事業者に限るなど、工夫が必要ではないか。
- ・廃棄物の利用については業界の獲得競争でもあるので、非化石割合の目標設定について丁寧な議論をお願いしたい。

<事務局からの回答>

- ・非化石電源比率の高い地域に工場等を立地させ非化石電気を使用することは、事業者の非化石転換の取組として認めることも重要。こうした観点も踏まえて、立地ごとに目標や目安を定めず、全国統一の指標にすべきと考えている。
- ・廃熱回収は、化石燃料に該当しないことは定義のとおりだが、非化石燃料に入るかどうか

については議論させて頂きたい。ただ、廃熱回収は、エネルギー使用量を減らすという観点で、非化石割合を向上させるもの。非化石割合算定時に、分子に加えるかどうかについては、ダブルカウントにならないように考慮しながら決めていきたい。

- ・従来からの省エネについても、エネルギー使用量を減らすことになるため、非化石割合の向上の取組として評価される。省エネと非化石転換の両方でしっかり評価される制度にしていきたい。
- ・自家発非化石電気への重み付けについて、資料の表は、証書は証書の価値だけであるのに対して、自家発電は電気の価値も含むので、単純比較は出来ない。また、経済的なコストの差、送配電ロスの差などを踏まえて、1.2~1.5 という形で検討を進めたい。また、再エネ 100%メニューであっても重み付けの対象になり得るので、今後こういったケースが該当するかマニュアル等で示したい。
- ・非化石割合の目安については、5業種以外の業種についても、2024年度報告を踏まえて検討を進め、早い段階で示すようにしたい。目安を設定する業界とは丁寧に議論する。また、目安は、カーボンニュートラル目標と整合的に検討する必要はあるが、特定事業者に限る措置であり、国全体の目標と省エネ法で目指すべき目標で対象が異なる点をご理解頂きたい。
- ・省エネ法の中で、エネルギーの使用の合理化と非化石転換の両方を位置づけているが、制度としてはそれぞれ独立しているため、一方の制度で目標を達成していないために、もう一方の制度では評価しないというような連動したものではない。
- ・今後、非化石転換が進んでいる事業者への補助制度は、検討していく。

(5) 電気の需要の最適化に関する措置について

<委員からの御指摘>

- ・需要最適化措置における下げDRの重みづけ係数について、政策的に任意に決めるのではなく、実態を調査した上で決めるべき。
- ・時間帯別の枠組みで出力抑制の予測段階で再エネ係数を使用することについて、予測が外れる可能性もあるが、生産調整による需要のシフトなど事業者の取組みを促すため、発生の日前に上げDRを促すことを決定することに賛同。
- ・まずは月別の最適化を進め、その後、時間帯別の最適化の導入を段階的に行ってはどうか。
- ・火力重み付け係数は趣旨が明確であるが、適用する時間帯の決め方や運用が大変だと感じた。
- ・月別最適化係数の2~5倍の重み付けについては、需要家の取組みを阻害しないことは大事だが、別途、需給調整の施策がある中、省エネ法でここまでやる必要があるのか疑問。また、省エネ小委の議論からも、少し踏み込み過ぎている印象がある。

- ・九州エリアの出力抑制の実績について、時間と日数だけでなく「kWh」の表示もすべきではないか。日数のカウントについては、数分でも出力制御が実施されれば1日とカウントしているのか。
- ・出力抑制の予測が外れた場合は、火力発電による無駄な焚き増しになる。出力制御が行われる時間帯は昼間が多いと考えられるため、予測精度が高まるまでは、措置を行う時間帯を絞ってはどうか。
- ・燃料電池やコージェネレーションなどの小型分散電源の活用も重要であり、それらの設備の導入支援も併せて行っていただきたい。

<事務局からの回答>

- ・火力重み付け係数は、政策的な観点だけでなく、実態を踏まえて設定する。
- ・出力抑制の予測が外れた場合であっても、需要のシフトを促すため、早い段階で需要家に通知をすることを重視したい。また、再エネ出力抑制が発動されなかったケースであっても非化石率が高い実態があることから、非化石エネルギーの活用につながる。なお、出力制御の予測精度向上に向けては、気象衛星ひまわりによる測定等様々な手法が使用され高度化に努めており、また、再エネのオンライン制御により、抑制量を減少させる取組みも行われている。
- ・再エネ係数が適用されるタイミングについて、出力抑制は30分単位で公表されていることから、1日単位での適用ではなく、時間ごとに適用していく。
- ・月別から時間帯別へ段階的に移行すべきとの点については、月別又は時間帯別のいずれかの報告を求めることとしたい。時間帯別での評価が理想的ではあるが、多くの事業者から難しいという声があるため、月別の簡便な評価を用意し、今後時間帯別の報告への誘導に努めることを考えている。
- ・月別の最適化係数の政策的な重み付けに関しては、月ごとの最適化係数は一定期間固定することになるが、その差があまりに小さい場合、需要のシフトを促せなくなる。この差異を拡大するため、2～5倍程度重み付けを行うと、1～2割の差分となり、事業者の努力を阻害しない範囲で月ごとの需要のシフトを促すことが可能となると考えている。
- ・出力抑制量の kWh 表示については、大量に導入されている再エネの中で一部の設備に順番で出力制御の要請が行われているものであり、kWh ベースで見ると、数%という状況に思われる。
- ・コージェネレーションやバッテリーの評価について、バッテリーや揚水発電は充放電ロスがあり、従来省エネ法上ではマイナスの評価であったが、改正省エネ法では、需給が厳しい時間帯で放電し、余剰電気が発生している時間帯に充電するという対応であれば省エネとして評価される。

<オブザーバーからの意見>

- ・DRのインセンティブとなる電気料金メニュー制度などの仕組みが必要。
- ・再エネ出力制御時の需要のシフトにより、生産プロセスの廃熱利用に由来する非化石電力が無駄にならないような枠組みとして頂きたい。
- ・時間別の電気使用量の把握に当たっては、テナントに入っている事業者の場合、オーナーへの確認が必要。
- ・様々な事業形態がある中で、それぞれのケースについての具体的な対応について、明確にしてほしい。
- ・DRに活用できる機器や設備の普及が必要。
- ・昨年度の省エネ小委において、住宅建築物における電気需要最適化の推進が重要との言及があった。電気需要最適化に資する分散型リソースや空調設備を採用するかどうかは、設計段階での省エネ評価に大きく左右される。各種の制度や導入支援策の評価の際にも、需要最適化を考慮頂きたい。
- ・出力抑制の実績について、約6割は予測外れである。省エネに直結する下げDRとは異なり、火力の焚き増しにつながるような上げDRを防ぐよう、制度上の工夫について検討頂きたい。また、DRの今後の推進に向けては、時間帯別での評価がより使いやすくなるように事業者の負担を軽減するデジタルツールの整備をお願いしたい。
- ・下げDRを行うタイミングについて、電力ガス基本政策小委員会では、広域予備率3%未満での需給逼迫警報発令、広域予備率5%未満で需給逼迫注意報を発令する方向で議論されており、整合させるべきではないか。
- ・月別係数の政策的な重み付けについて、理想的には時間帯別の需要シフトを促すべきところを、時間帯別の報告が難しい場合に配慮し月別の最適化係数を検討していると理解している。このような簡便な方法に、更に政策的な重み付けをすることは、本来需要家に求めるべき需要最適化とかけ離れてしまうため、時間帯別のみとすることも含めて検討してほしい。

<事務局からの回答>

- ・DRのための電気料金メニュー等の整備について、電気事業者に対してガイドライン等で示していきたい。
- ・需要最適化の具体的な取組みについては、今後、指針で示していくとともに、説明の場も設けたい。
- ・廃熱回収との関係についても、事業者の取組みに齟齬が生じないように制度設計していく。
- ・DRの普及のための機器や住宅・建築物における機器の評価方法等については、今後、関連制度への影響を踏まえながら検討する。
- ・出力抑制の予測が6割程度外れている点については、実際に出力抑制が実施されなかった場合も、その時間帯は非化石割合が高い状態であり、その時間に需要をシフトするこ

とは再エネ活用のために重要。また、予測精度の向上について現在取り組まれているが、本来は、出力抑制が発生しない状態、すなわち、予測が需要のシフトにより全て空振りとなるのが理想的であり、出力抑制が空振りとなった場合に制度的インセンティブを与えないという制度設計とはしない。

- ・時間帯別の対応は、高度なものであり、まずは月別と時間帯別のいずれかを選択して頂き、需要のシフトを促す。その上で、需要シフトにインセンティブを付けるため、政策目的に照らして、2～5倍の重み付け係数の設定を提示している。
- ・省エネ法は需給逼迫対策を目的としたものではなく、需給逼迫の一手手前で需要をシフトさせるものであるところ、下げDRを実施すべき時間帯として、広域予備率8%という基準を示している。また、需給逼迫注意報等とは異なるため、「需給状況が厳しい時間帯」と表現を改めている。

(6) その他

<委員からの御指摘>

- ・補正係数等により制度が複雑化しているが、建築物省エネ法における省エネ量の計算と整合がとれるよう、国交省とも調整してほしい。

<事務局からの回答>

- ・建築物省エネ法との関係については、国交省とも連携して検討していきたい。

2-2. ベンチマーク制度の見直しについて

- ・自動車製造業のベンチマークについて、アンケート調査で収集したデータを共有し、省エネ政策に反映していくべき。
- ・ベンチマーク制度の今後の方向性に異論なし。

今後の進め方について

<座長>

- ・これまで以上の省エネの徹底、非化石エネルギーへの転換、電気需要最適化という省エネ法改正に係る論点について、わかりやすく説明していくこと、生データの取得等省エネの方向性を見失わないようにすること、補正係数を運用段階に落とし込む際にきめ細かい議論が必要であるという点について、委員・オブザーバーからご指摘があった。
- ・ベンチマーク制度については概ね皆さんの合意を得たのではないかと思います。
- ・事務局におかれては、本日の意見等を踏まえて改正省エネ法の具体論及びベンチマーク制度の見直しについて、業界団体との意見交換をしながら検討を進めていただきたい。

<事務局>

- ・今後の審議のスケジュールについては、9～10月に次回のワーキンググループの開催を予定している。本日議論した事項の検討状況及び業種による非化石転換の目安の方向性を示していきたいと考えている。

以上